

**益田市人権センター「あすなろ館」使用のしおり**

〈休館日〉土・日・祝日、12月29日～1月3日

〈開館時間〉午前8時30分～午後5時15分

※貸館については土・日・祝日、夜間の利用もできます。

**〈使用申込みの手続き〉**

- ◆ 各施設の申込みは、3ヶ月前から受付けます。但し、多目的ホールは、6ヶ月前から受付けます。

「使用申込書」を提出してください。(原則として使用日の10日前まで)

- ◆ 使用料納入と引換えに「使用許可書」を発行します。
- ◆ 使用料は次のとおりとします。

(益田市人権センター管理運営規則第4条第2項の規定)

施設名(定員)		利用区分		
		8:30~12:00	13:00~17:00	18:00~21:00
多目的ホール	300人	3,130円	3,130円	3,130円
研修室	30人	1,030円	1,030円	1,030円
娯楽教養室(和室)	30人	1,030円	1,030円	1,030円
生活改善室	30人	1,030円	1,030円	1,030円

備考 利用区分の欄に掲げる時間を30分以上超過して使用する場合、多目的ホールにはあっては780円を、それ以外の施設にあっては260円を、それぞれ支払わなければならない。

- ◆ 全日使用の場合は、区分ごとの合計とします。
- ◆ 行政機関が当館本来の目的に使用する場合は、この限りではありません。
- ◆ やむをえず使用取り消しをする場合は、使用日前の平日午後5時15分までとします。
- ◆ その他、施設の利用については、可能な限り便宜を図りますのでご相談ください。

**〈注意事項〉**

- ・館内及び敷地内は禁煙です。
- ・使用する備品は丁寧に扱い、破損した場合は原則として賠償となります。
- ・壁や柱やガラスに許可なく貼り紙をしないで下さい。
- ・湯茶(茶葉持参)は生活改善室の炊事場を利用して下さい。
- ◆ 次の各号に該当するときは、使用を許可しません。
  1. 公の秩序または善良な風俗に反するおそれがあると認めるとき
  2. 施設または付属設備を破損するおそれがあると認めるとき
  3. 宗教活動または政治活動を行なうとき
  4. 営利事業活動を行なうとき
  5. そのほか、管理上支障があると認めるとき

益田市須子町3-1

TEL0856-31-0412